

定例委員会の開催状況

第1 日 時 平成15年2月6日(木)

午前10時 ~ 午後0時15分

第2 出席者 渡邊、荻野、安崎、川口、大森各委員、

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 警備業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案等について

警察庁から、警備業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案、古物競りあっせん業に係る電子情報処理組織及び競りの方法を定める古物営業法施行令の一部を改正する政令案等について説明がなされ、原案どおり決定した。

委員から、「事務の手数料を1万7千円とした根拠は何か。」旨、質問があり、警察庁が、「それぞれの事務に要する経費、人件費等の積算の基準にしたがって計算をしたものである。」旨、説明した。

(2) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会あての電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内

容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 警察庁長官に対する開示請求の措置等について

警察庁から、2月4日までの間に警察庁長官に対してなされた開示請求の状況、当該請求に係る部分開示及び不開示決定の概要並びに取消訴訟の状況について報告がなされた。

(2) 構造改革特区に係る第2次提案募集への対応について

警察庁から、構造改革特区に係る第2次提案募集への対応について報告がなされた。

各委員から、

「 車高規制の見直しについて、警察庁と国土交通省で包括的、かつ、全国的に施策を進めていくという観点から検討するという方向性には賛成であり、積極的に検討していただきたい。少数意見かも知れないが、私は、都道府県公安委員会や都道府県警察本部の現場の検討を経て、物流効率化、あるいは国際競争力の支援といった観点から、例えば、車両に特区マークを付けて限定する等安全性を確保する方法を工夫して、包括的な検討を待たずに先行して車高規制を緩和してもいいのではないかと考えている。現在、検討している見直し案が、仮に固まって、法制化された段階で、先に認めた特区の自由化部門を吸収して一本化するということを明らかにしておけば、中央の法体系と特区の例外措置が混乱せずに片付くのではないか。特区を認め過ぎると安全性に問題があるという現場の懸念は判らないでもないが、事故の原因と直接関係ないのではないか。特区の効果を日本全体の改革や競争力向上に活かすといった観点から、車高規制の問題について、条件付きでこういう道路なら許可できるというような結論を出すような方向で努力してもらえればありがたいと思う。

現在行われている検討は前向き、真剣に、かつ、早急に行う必要はあると思うが、ただ、その前提としての特區に対する基本的な考え方について若干異なる考え方を持っている。つまり、それは自動車交通に限定すると、自動車の特性として、すぐに隣接区域に関係してくるので、特定の区域内だけ安全に関する規制の特例を設けるという構想はいかなものかという基本的な疑問があるということである。無駄な規制は早急に廃止する方向で、一般的、包括的な制度として前向きに検討するという方がいいのではないかと感じる。

車高制限の問題について、警察庁で総合的に検討し、平成16年に結論を出すという考え方はそれで結構だと思う。他方、具体的に三重県、愛知県のキャリアカーの高さ制限に関しては、認められる可能性が高いのであれば、先に認めることとし、次に別の車種について同様の要望があった場合には、また検討するという形で全体の検討と分けて扱ってもいいのではないと思う。

現在、特區として申請が出ているのは、キャリアカー以外にもあるのか。

輸出用の大型のコンテナの高さについては、4.1メートルが認められているのか。それはどういう特例として認められているのか。

カジノ開設が改めて出ているが、第1次を認めなかった理由は何か。」

旨、発言があり、警察庁から、

「 現在、国土交通省とも協議を始めているし、事故の実態調査も行ってみた。各都道府県警察がこれまでに把握したところでは、大型貨物の積載車が橋梁等に当たって転覆したり、荷崩れして倒れたりした事故が、平成14年中10月末で403件あった。また、鉄道事業者数社の調べでも、鉄橋に接触して転覆した事故が年間約200件近くあるとのことであった。その大半は、許可は受けていても指定された経路を遵守していないという実態であった。一方では、

県内の道路の中で、通行可能な道路はどのようなものがあるのか等道路環境等の調査も行っている。また、どのような交通規制をして通行可能にするのか、分割できるものは3.8メートル以下という制限があり、分割できないものでやむを得ないものは一定のルートを決めて許可するという仕組みをどのように見直すのかなど、法律上の問題も含め、鋭意検討しているところである。

自動車工業会と検討会を行ったが、同会もキャリアカー以外にも積載に関する様々な要望があることをよく知っている。前回はキャリアカーを中心としてどうするかという話があったが、その他にも色々な積載車について、規制を解除してほしいという様々な要望が寄せられている。仮にキャリアカーだけ認めたら収拾がつかなくなる。警察庁が言うように全国的な見地からよく整合性をとりながら新しい制度を構築してもらったほうがいいという見解も示されている。

現行法上、分割不可能なものは3.8メートルを超えても許可を受けて通行することが認められている。お尋ねの輸出用の大型トレーラーについても、小さなコンテナに積み替えるというのは不合理だということで、分割不可能な積載物とみなすという取扱いがなされている。ただし、その場合でも、特定の経路を指定する等警察署長が許可をして個別、具体的に対応している。

カジノ特区についての警察の立場であるが、一つ目には、刑法の例外は作らないという申合せのもとに特区制度を検討するという事になっていたこと、二つ目には、警察庁がその特区の良し悪しを直接にいう立場にないということ、三つ目には、賭博的なものがたとえ合法的に行われるものであったとしても、少年に与える影響、地域の環境問題等周囲に少なからぬ影響を与えるものとみているということである。」

旨、説明した。

(3) 国会の状況について

警察庁から、1月30日に行われた参議院予算委員会の状況等について報告がなされた。

(4) 平成14年中の懲戒処分者数について

警察庁から、平成14年中の全国の懲戒処分者数等について報告がなされた。

(5) 平成15年度監察実施計画について

警察庁から、留置管理業務の適正な実施、暴力団犯罪の捜査管理の徹底等の項目を内容とする平成15年度における警察庁の監察実施計画について報告がなされた。

(6) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「兵庫県警察の巡査が、平成15年1月26日、東京都新宿区所在のホテルにおいて、女性を暴行しようとして負傷させ、警視庁に強姦致傷で緊急逮捕された事案に関し、同県警察は、同巡査を同年2月7日、懲戒免職の処分とする予定である。」旨の報告がなされた。

(7) 「少年有害環境対策研究会」による「出会い系サイト」対策に関する提言について

警察庁から、「少年有害環境対策研究会」が先に公表した「中間検討案」に対する国民各層からの意見、アンケート調査結果等を踏まえた同研究会の提言の概要等について報告がなされた。

各委員から、

「教育や家庭のしつけが前提であるという議論は当然であり、「自由と規律」の基本問題に絡むと思うが、「出会い系サイト」対策としては、やはり今、何か手をうっておかないといけないと思うので、この研究会の提言に賛成である。

議案とは少し離れるが、数日前の新聞に石川県警察で16歳の息

子の喫煙を家の中で吸わせていたとして、親にも責任ありということで書類送検された事例が掲載されていたが、法律にきちんと書いてあることをきちんとやったという意味で、なかなか快挙であると感じた。少年犯罪が大幅に増加している背景には、教育の問題、特に家庭教育の問題があると思う。ここまで来てしまった以上、犯罪を抑止するとか、青少年問題に的確に対応していくという意味では、警察がある程度この辺のところをチェックすることも必要になってくるのではないかとさえ思える。石川県警察の事案については、生活安全局の方で何か事前に通達等を示したのか。」

旨、発言があり、警察庁が、「石川県警察の事例は特に通達等で示したということではない。この事件は、失火事件で、その原因を手繰って判明し、親を書類送検したものであり、非常に好事例であると思う。本当は家庭内教育が一番大事であるが、ご指摘のような少年問題の現状であれば、法律でしっかり規範を示していかなければならない。煙草や酒以上にこういった新しい問題、事象については、教育の現場や家庭の保護者が子供にきちんと指導するためにも、法的な規範として明示してほしいという意見があるんだと思う。」、「この法案は、まだ各省庁の折衝が残っているが、法案として提出できれば、今ここで話した様々な問題が議論の俎上にのぼってきて、一つの国民的な意見を喚起するきっかけとなればいいと考えている。」

旨、説明した。

(8) 平成 1 4 年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について

警察庁から、検挙件数が大幅に増加し、その多くを児童買春事案や青少年保護育成条例違反が占めていること等、平成 1 4 年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について報告がなされた。

(9) 平成 1 4 年の少年非行等の概要について

警察庁から、刑法犯少年の検挙人員が2年連続して増加したこと等平成14年の少年非行等の概要について報告がなされた。

(10) 平成14年の銃器情勢について

警察庁から、銃器発砲事件の発生件数及びこれに伴う死傷者数、銃器使用事件の発生件数のいずれも前年と比べ、減少したこと等平成14年における銃器情勢について報告がなされた。

(11) 平成14年中における薬物情勢について

警察庁から、覚せい剤事犯の検挙人員が前年と比べ、減少したものの、MDMA等錠剤型麻薬の押収量が過去最高となったこと等平成14年における薬物情勢について報告がなされた。

(12) 京都府議による電磁的公正証書原本不実記載等事件について（京都府警察）

警察庁から、「京都府警察は、平成14年12月下旬、京都府議が虚偽の株式会社役員変更登記申請書類を京都地方法務局に提出し、商業登記ファイルに不実に記録させる等した事案に関し、1月31日、同府議を電磁的公正証書原本不実記録、同供用罪で逮捕した。」旨の報告がなされた。

(13) 平成14年末の運転免許保有者の状況等について

警察庁から、運転免許保有者総数が増加し、その中で、65歳以上の高齢者が増加していること等平成14年末の運転免許保有者の状況等について報告がなされた。

(14) 情報収集衛星の打上げをめぐる情勢と警察措置等について

警察庁から、今年度末、鹿児島県の種子島宇宙センターから打上げが予定されている情報収集衛星をめぐる情勢と警察措置等について報告がなされた。

(15) 平成14年度警察情報通信セミナーの開催について

警察庁から、「2月6日から20日までの間、東京都内において、13か国の警察機関で情報通信関連業務に従事している警察幹部15人を招へいし、平成14年度警察情報通信セミナーを開催することとした。」旨の報告がなされた。

(16) 我が国におけるインターネット治安情勢の分析について(平成14年度第3/四半期)

警察庁から、インターネットに接続する全国警察施設に対するサイバー攻撃の監視結果及びその分析結果の活用について報告がなされた。